

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

高齢者の雇用促進を目的として、**65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入**のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

チェック項目

- ✓ 制度を規定した際に経費を要した事業主
- ✓ 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主
- ✓ 制度の実施日から起算して**1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条の規定に違反していないこと。**
- ✓ **支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※)が1人以上いること。**

(※)短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

- ✓ **高年齢者雇用推進員の選任および高年齢者雇用管理に関する措置(※)を1つ以上実施していること。**

(※)(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

(b)作業施設・方法の改善

(c)健康管理、安全衛生の配慮

(d)職域の拡大

(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善

(f)賃金体系の見直し、

(g)勤務時間制度の弾力化



助成額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

① 定年の引上げ又は定年の定めの廃止

措置内容 (引上げ年齢)	65歳	66～69歳		定年の引上げ (70歳以上) 又は定年の]定めの廃止
		5歳未満	5歳以上	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年齢)	66～69歳		定年の引上げ (70歳以上) 又は定年の]定めの廃止
	5歳未満	5歳以上	
10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

③ 他社による継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年齢)	66～69歳		定年の引上げ (70歳以上) 又は定年の]定めの廃止
	5歳未満	5歳以上	
10人未満	5万円	10万円	15万円



(注)

定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。